

平成25年(ワ)第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

(原告ら準備書面〔被害総論4〕について)

2014(平成26)年7月15日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 中瀬 奈都子

本日付で提出した原告ら準備書面(被害総論4)の内容について陳述します。

1, 被告東京電力は、準備書面(6)において、中間指針等及び被告東京電力が策定した精神的損害賠償に関する基準の内容は、十分に合理性・相当性があり、これらの基準に基づき、それぞれの区域等の事情に応じた合理的かつ相当な水準の慰謝料の賠償を行っているから、これと別個に賠償を請求する原告らの主張には理由がないと主張しています。そして、同書面の末尾で、原告らが求める賠償と中間指針等に基づく賠償の包含関係について釈明を求めており、この点については、裁判所からも、前日期日において、釈明を求められました。

2, 本書面では、まず、第1において、これまでの原告らの慰謝料に関する主張の内容を整理し、そのうえで、第2において、上記求釈明への回答をしています。

原告らは、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件(平成25年(ワ)第38号、同第175号、平成26年(ワ)第175号事件)においては、「現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念」を中核とする全被害

者に共通する被害を内容とする慰謝料を請求しています。また、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故損害賠償請求事件（平成25年（ワ）第94号事件）においては、長期にわたって「ふるさと」へ帰還する見通しがたたないことによって、原告らの生活基盤が奪われたことによる苦痛、いわば平穩生活権侵害の極限の現れとも言える被害について、慰謝料を求めています。

これら原告らの請求する慰謝料は、被告東京電力が中間指針等に基づいて行っている賠償とは異なる内容・性質を持ったものであり、原告らが求める賠償と中間指針等に基づく賠償は重複しません。ですから、仮に、原告らが既に一定の賠償金を受領していたとしても、本件慰謝料の請求を妨げるものではありません。

3、次に、第3において、仮に、原告らの求める賠償と中間指針等に基づく賠償に重複する部分があったとしても、被告東京電力が行っている賠償は不十分であることを述べています。

中間指針等は、可能な限り早期に被害者の救済を図るために策定された賠償の目安です。したがって、被害者が自らの損害が本件事故によって生じたこと（相当因果関係）や損害額を逐一詳細に立証しなくてもよいように、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次策定されたものです。

そして、無過失責任を定めた原賠法に基づくものであるため、被告東京電力の帰責性が一切考慮されず、また、被害実態も十分に把握されないまま策定されています。

中間指針等は、このような性質をもっており、賠償の目安としては、本質的な限界を持っています。であるからこそ、中間指針等を策定した原陪審は、中間指針等は、あくまで当面の、最低限の賠償を示すものとして策定されたものであって、決して、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないことを、自ら強調しているのです。中間指針等が賠償の上限であるかのような被告東京電力の対応は、中間指針等に基づく賠償が開始されてから現在にいたるまで、何度も繰り返し批判されてきました。それにもかかわらず、被告東京電力は、

中間指針等に基づいて行っている賠償をもって、原告らに対する賠償は十分なされている等と主張しており、その態度を全く改めていないのです。

この批判は、被告東京電力のみならず、被告国にも当てはまるものです。被告国は、本日法廷において陳述する第7準備書面において、「不安感や危惧感などにとどまるものは、本件事故との相当因果関係の認められる損害として賠償の対象とはなり得ない」と主張しています。しかし、原告らが本件事故によって蒙った精神的苦痛は、単なる不安感や危惧感にとどまるものではありません。本件事故による原告らの精神的苦痛は、その居住地、すなわち生活の基盤であり自らの精神的よりどころでもある場所が、本件事故により、有害物質である放射性物質で汚染されたという否定しがたい客観的な事実に基づくものです。そして、放射線被ばくは、たとえ低線量ではあっても、人体に対する有害な悪影響があることを完全には否定できない以上、放射線被ばくを余儀なくされたことによって、自分自身や家族に、将来、重大な健康影響が出るかもしれないという不安が法的保護に値するものであることは、これまで繰り返し主張してきたとおりです。

4、原告らが損害賠償請求権の根拠法として、原賠法だけでなく、民法第709条の不法行為を挙げているのは、加害者の帰責性及びその程度が、損害の評価についても影響を及ぼすからです。だからこそ、原告らは、被告らの帰責性を主張立証し、これをふまえた正当な賠償を求めているのです。加害者の帰責性を一切問題としていない原賠法と、これに基づいて策定された中間指針等の水準に賠償を押し込め、中間指針等の水準で十分なのだという、被告東京電力の主張は、まさに、自らの責任を逃れるための、ためにする主張にほかなりません。

御庁におかれては、以上に述べた中間指針等の位置づけからして、中間指針等の賠償水準に一切とられることなく、被告らの加害責任の質及び程度、そして、原告らの蒙った甚大な被害を適切に評価して賠償について判断されることをお願いします。

以上